

特殊建築物等概要書の添付が必要な建築物一覧表

兵庫県・加古川市・高砂市・三田市・川西市 芦屋市・伊丹市・尼崎市	
用途	規模又は階
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので <i>※1政令で定めるもの</i>	床面積の合計が 100㎡を超えるもの
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので <i>※2政令で定めるもの</i>	
学校、体育館その他これらに類するもので <i>※3政令で定めるもの</i>	
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので <i>※4政令で定めるもの</i>	
倉庫その他これに類するもので <i>※5政令で定めるもの</i>	
自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので <i>※6政令で定めるもの</i>	階数が5以上かつ 1000㎡を超えるもの
事務所その他これに類するもの	
<i>※政令で定めるもの</i>	
※1 政令未制定	
※2 児童福祉施設等	
※3 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	
※4 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	
※5 政令未制定	
※6 映画スタジオ又はテレビスタジオ	

姫路市・明石市・西宮市・宝塚市	
用途	規模又は階
劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200㎡を超えるもの、地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの又は主階が1階以外にあるもの
観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	床面積の合計が200㎡を超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	床面積の合計が300㎡を超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの
ホテル又は旅館	床面積の合計が300㎡を超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの
下宿、共同住宅又は寄宿舎	6階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの
学校又は体育館	床面積の合計が2000㎡を超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2000㎡を超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、 <i>※遊技場</i> 、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が500㎡を超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの
事務所その他これに類するもの	地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（階数が5以上で、延べ面積が1000㎡を超える建築物に限る）
※ カラオケボックスその他これらに類するもの（宝塚市のみ）	床面積の合計が100㎡を超えるもの

神戸市	
用途	規模又は階
劇場、映画館又は演芸場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で200㎡を超えるもの ④主階が1階にないもの（劇場、映画館又は演芸場に限る。）※1
観覧場（屋外にあるものを除く。）、公会堂又は集会場（100㎡を超える集会室があるものに限る。）	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの （避難階のみにあるものを除く。） ①3階以上の部分で100㎡を超えるもの ②建物全体で2,000㎡以上のもの
体育館（学校に附属するものを除く。）博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超え、かつ建物全体で2,000㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2,000㎡を超えるもの
学校又は体育館（学校に附属するものに限る。）	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超え、かつ建物全体で2,000㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2,000㎡を超えるもの
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は展示場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で500㎡を超えるもの ④2階の部分で500㎡以上のもの
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等 ※2	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの
ホテル又は旅館	③建物全体で300㎡を超えるもの ④2階の部分で300㎡以上のもの
共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。）	左の用途に供する部分の床面積が、建物全体で1,000㎡を超え、かつ、その用途に供する部分の「地上階数・地下階数」が5以上であるもの
事務所その他これに類するもの	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超え、かつ建物全体で500㎡を超えるもの ②6階以上の部分で100㎡を超え、かつ建物全体で500㎡を超えるもの
共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームを除く。）	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの （避難階のみにあるものを除く。） ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で3,000㎡を超えるもの ④2階の部分で500㎡以上のもの
公衆浴場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で500㎡を超えるもの ④2階の部分で500㎡以上のもの
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店	①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で500㎡を超えるもの ④2階の部分で500㎡以上のもの

※1 「主階」とは、客席のある1の階をいいます。

※2 「児童福祉施設等」とは、令第19条第1項に規定する児童福祉施設等（養護施設の収容施設にあるものに限る。）をいいます。